

被保険者の皆さまへのお知らせ

保険料について

会社の健康保険などの被保険者の被扶養者であった方は保険料が軽減されます。

- 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合等の被扶養者であった方(これまで保険料負担のなかった方)は、新たに保険料をご負担いただくことになります。当面の間、所得割額は賦課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

会社の健康保険などに加入されていた被保険者本人が後期高齢者医療制度の被保険者となる場合の扶養家族(被扶養者)の方は国民健康保険料が軽減されます。

- 会社の健康保険や共済組合等に参加されていた被保険者本人が後期高齢者医療制度の被保険者になるとき、その被扶養者の方については、それまで加入されていた健康保険等の資格を喪失することとなります。
- 資格喪失後、国民健康保険に加入することになった場合には、国民健康保険料についての負担緩和措置が講じられております。詳しくは市区町村の国民健康保険担当窓口にお問合せください。

保険料に関する被保険者の皆さまへの通知と納付方法

1. 特別徴収の方(年金から直接お支払いされている方)

【通知時期】

7月・・・保険料額決定通知書及び納入通知書

※ お住まいの市区町村から発送します。

【納付方法】

年間6回(4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月)の年金支給時に年金から直接お支払いいただくことになります。

2. 普通徴収の方(口座振替または納付書等でお支払いされている方)

【通知時期】

7月・・・保険料額決定通知書及び納入通知書

※ お住まいの市区町村から発送します。

【納付方法】

市町村が定める納期(7月から翌年3月までの9期)で、口座振替や納付書等によりお支払いいただきます。

資格に関わる手続きについて

会社の健康保険などに加入されていた方が後期高齢者医療制度の被保険者となる場合の手続きについて

- 会社の健康保険や共済組合等に参加されていた方が後期高齢者医療制度の被保険者となる場合は、それまで加入していた健康保険等の医療保険者への資格喪失等の届出が必要です。
- 具体的な手続きについては、お勤め先の会社等にお問合せください。
- 後期高齢者医療制度の被保険者となる加入手続きは不要です。

会社の健康保険などに加入されていた被保険者本人が後期高齢者医療制度の被保険者となる場合の扶養家族(被扶養者)の方の手続きについて

- 会社の健康保険や共済組合等に参加されていた被保険者本人が後期高齢者医療制度の被保険者になるとき、その被扶養者の方については、それまで加入されていた健康保険等の資格を喪失することになり、健康保険等の医療保険者に資格喪失等の届出が必要です。
- 具体的な手続内容については、お勤め先の会社等にお問合せください。
- 資格喪失後に加入される特定の健康保険がない場合は、全て現在お住まいの市町村の国民健康保険に加入していただくことになります。
- 加入に当たっては市区町村への届出が必要です。〔印鑑(認印)と、加入されていた保険の資格喪失証明書等が必要です。〕

資格確認書について

- マイナンバーカードを取得していない、またはマイナ保険証の利用登録を行っていないなどの方が、新たに後期高齢者医療制度に加入した場合や、自己負担割合など券面に変更があった場合は、「資格確認書」を各市区町村から簡易書留郵便にて送付します。
(令和8年の年次更新までの暫定的な運用として、マイナ保険証をお持ちの方にも「資格確認書」の発行を行います)
- 万一ご不在等であった場合は、郵便局が用意する不在連絡票によって、ご都合の良い日に再配達を希望されるか、または直接郵便局でお受け取りください。
- 郵便局での保管期間が過ぎた場合、資格確認書は各市区町村後期高齢者医療担当部署に返送されます。保管期間経過後は、ご自身を証明できる身分証明書等をご持参の上、各市区町村の後期高齢者医療担当の窓口でお受け取りください。

資格情報のお知らせについて(令和8年8月以降に発行予定)

- 健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちの方が、新たに後期高齢者医療制度に加入した場合や、自己負担割合など券面に変更があった場合、「資格情報のお知らせ」を普通郵便にて交付予定です。
- 医療機関等にカードリーダーがない、または故障中などでカードリーダーが使えない場合に、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。